

# 第1章 ボランティア活動検証の趣旨

## 1 目的

阪神・淡路大震災から20年が経過したことを契機に、これまでのボランティア活動の取組を総合的に検証し、課題や今後の方向についてまとめ、継承することで本県のボランティア活動の充実・発展に生かすとともに、災害時には今後懸念される大震災等の緊急時に迅速・的確に対応できるよう備える。

## 2 内容

### (1) ボランティア活動の変遷

阪神・淡路大震災以降を中心に、行政（国・県・市町）、社会福祉協議会（ひょうごボランティアプラザ含む）、団体等が取り組んできたボランティア活動の主な内容を整理した。

### (2) アンケート調査等からみたボランティア活動の現状

- ・ 県民ボランティア活動実態調査
- ・ 本検証委員会で実施した NPO 法人や市町、市町社会福祉協議会を対象とした調査
- ・ 平成 25 年度に内閣府が実施したボランティア活動に関連する調査

の結果から、5つの分野（①人材、②資金、③他機関との連携、④情報発信、⑤災害時のボランティア活動）で検証した。

### (3) ボランティア活動における評価と方向性

上記(1)(2)の結果を踏まえ、これまでのボランティア活動を評価するとともに、今後ボランティア活動を推進するうえでの方向性についてとりまとめた。

## 3 体制

ひょうご震災20年ボランティア活動検証委員会（事務局：兵庫県企画県民部協働推進室）を平成26年4月より設置し、検証を行った。

### 【委員名簿】

氏名	所属・職名
室崎 益輝	ひょうごボランティアプラザ 所長
田端 和彦	兵庫大学生涯福祉学部 教授
中村 順子	(特非)コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長
野崎 隆一	(特非)神戸まちづくり研究所 理事・事務局長
久保 幸一	日本政策金融公庫 国民生活事業本部 南近畿地区統轄室長
永守 研吾	県社会福祉協議会 常務理事
土井 敏	神戸市社会福祉協議会 広報交流部長
柳瀬 厚子	兵庫県企画県民部県民生活局長

◎委員長

## 4 定義

本検証で使用する用語の定義は次のとおりとする。

### ① ボランティア活動（「県民ボランティア活動の促進等に関する条例」より）

県民が行い、又は県民のために行われる自発的で自律的な活動であって、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ＊県民が行い、又は県民のために行う活動であること
- ＊自発的で自律的な活動であること
- ＊営利を目的としない不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動であること
- ＊宗教活動・政治活動を主たる目的とする活動等でないこと

### ② NPO 法人

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を認証された団体  
NPO とは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語  
なお、認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうち、公益性や運営組織、活動について、一定の要件を満たしていると所轄庁が認定した法人をいう。

### ③ 任意団体

ボランティア活動を行っているグループや団体（NPO 法人等を除く）

### ④ 中間支援組織

住民や NPO 法人、任意団体、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織。  
中間支援組織の形態としては、NPO 法人や公益財団法人、社会福祉法人、法人格を持たない任意団体など。

※本文中の県の所管課は、現在も当該事業を継続している場合は現在の所管課室名を、既に終了している事業については終了時の所管課室名を記載している。